

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

県立学校等再開後の障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いの  
終了時期について（通知）

県立学校等の再開に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「県立学校等再開後の障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年5月28日付障害政策課長通知）」等に  
基づき取り組んでいただいているところですが、各学校における分散登校の終了に伴い、その取扱いを下記のとおり終了しますので、各事業所においては、引き続き適切な対応をお願いします。

## 記

### 1 臨時的な取扱いの終了時期について

(1) 以下の項目については、令和2年6月30日（火）まで（※1）で終了とします。

- ① 定員超過、人員基準の特例
- ② 開所時間（サービス提供時間）の特例
- ③ 延長支援加算の特例的な算定（※2）

※1 県内で最も遅い通常登校の開始予定日が7月1日（水）であることから、その前日までを  
臨時的な取扱いの対象とします。

※2 7月1日以降も延長支援加算の算定を継続する場合は、改めて延長支援加算の届出を行  
ってください。その際は「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出」に「障  
害児通所支援利用計画（サービス等利用計画）」及び「児童発達（放課後等デイサービス）利  
用計画（個別支援計画）」を添付してください。なお、**加算の届出は前月15日必着**（例：7  
月1日から加算適用する場合は6月15日までに当課に提出）ですので、御留意ください。

(2) 以下の項目については、支給決定する市町村により異なります。市町村からの通知や連絡を参照  
して適切に対応してください。

- ① 基本報酬単価に係る休業日単価の適用
- ② 電話等による代替的な支援の特例

### 2 留意事項

今後、通常登校の再開日の変更や再度の休校等があった場合は、上記1について改めて判断するこ  
ととなりますが、その際はまた通知しますので、御了承ください。